

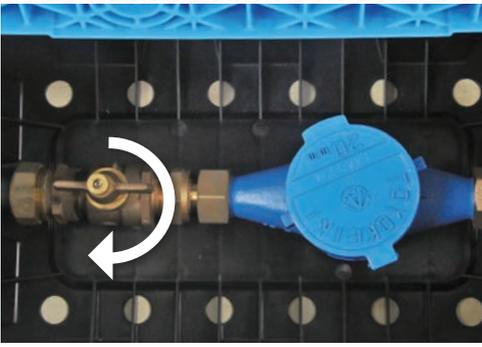
定期的なチェックで早期対応を

# 「漏水かな」と思ったら

「水道の使用水量が増えている。漏水かもしれない」といった相談が増えています。漏水はわずかな量でも次第に多くなります。水道メーターや検針水量を確認するなど、定期的なチェックをして早期に発見しましょう。

## 兆候をチェックしよう

- 特に理由がないのに、使用水量が増えている。
- 蛇口をよく閉めたにもかかわらず、水が垂れている。
- 水を使っていないのに、蛇口



右へ止まるまで回す

## 漏水していたら

### 【宅内側の漏水】

蛇口や水洗トイレ、宅内の配管など、道路側から見て最初の止水栓(第1止水栓)から宅内側で漏水している場合は、旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。費用は利用者の負担となります。

なお、上の写真のようにメーターボックス内の止水栓を右に回すことで、水を止めることができます。

- などに耳を当てると音がする。
- 水道管を埋めてある付近が湿っている。
- 水洗トイレの水を流していないのに、水が流れている。

※指定給水装置工事業者は水道課に問い合わせるか、市ホームページで確認できます。

### 【道路側(水道管)の漏水】

道路から第1止水栓の間で漏水している場合は、水道課に連絡してください。

## 料金はどうなるの？

家庭の給水装置(水道管)は皆さんの財産であり、自分で管理する必要があります。もし漏水で通常より請求が高額になっても、水道メーターで計量した水量に対する料金は、支払う必要があります。

ただし、次の条件を満たす場合は、一部減額になることがあります。

- ① 地下や壁内、床下の漏水で、地表や外観からは確認できず、流水音もないなど、発見することが困難な場合。
- ② 漏水発見後、速やかに旭市指定給水装置工事業者に連絡し、修理をした場合。

※右記の条件を満たしても、次の場合は対象になりません。

- 漏水を発見した日から、2か月以内に申請していない。
- 井戸水の配管を水道に切り替えて使用している。
- 無届けで給水装置を改造した。
- 給湯設備を通った先で漏水している。
- 受水槽、高架水槽から漏水している。
- 給水装置を損傷させた。

### 問い合わせ先

旭市水道お客様センター

☎ 63・8881

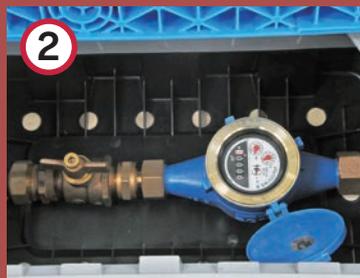
水道課工務班

☎ 63・8882

## 漏水の確認方法



1 家の蛇口を全て閉め、トイレや給湯設備などで水を使用していないことを確認します。



2 メーターボックスを開け、メーターのふたを開けます。



3 パイロットが少しでも回っていれば、どこかで漏水しています。指定給水装置工事業者に修理を依頼しましょう。